

浜松市市民協働センターonly one ! one day ! PR

事業実施要綱

(目的)

浜松市市民協働センター（以下、センターという）設置の理念に基づき、各市民活動団体の資質、並びに認知度の向上を図るとともに、新たな協働相手や、広域的なネットワークづくりの手段の一つとして、浜松市市民協働センターonly one ! one day ! PR 事業（以下、OODP という。）を実施する。

(対象となる団体及び内容)

この事業を実施できる団体、及び事業内容は下記の通りとする。

- (1) 国、県、市が実施する啓発 PR 事業。
- (2) 市民活動団体の団体紹介、イベント紹介及び会員の勧誘活動。
- (3) 公民が公募する、助成金等の相談会、説明会。
- (4) 営利企業等が実施する CSR 活動等の紹介。
- (5) 非営利かつ申込を要しない、不特定多数を対象とした講座等。
- (6) その他、センター長が特に必要と認めた活動。

(センターの支援内容)

OODP 事業を実施する際には、センターは下記の支援を行う。

- (1) SNS 等を活用した情報発信及び拡散。ただし、チラシやポスター等の紙媒体制作に関わる費用は、各団体負担とする。
- (2) センターが定めた、2階ギャラリーの無償提供。
- (3) 机、椅子、展示パネル、DVD デッキ及びモニターの無償提供。ただし、有料施設を使用する団体の残数のみとする。
- (4) 実施団体への聞き取り調査とその紹介。

(事業実施のルール)

OODP 事業を実施する団体は、下記のルールを厳守しなければならない。

- (1) 1 団体が実施できるのは、一月の内、土曜日、日曜日、祝日のいずれか 1 日のみとする。ただし、平日はこの限りではない。
- (2) 使用時間は、設営及び片付け等を含む、午前 9 時～午後 8 時までの間とする。
- (3) 事業実施にあたっては、必ず常駐スタッフを配置すること。
- (4) 販売行為、営利活動は禁止とする。ただし、募金等の寄付行為はこの限りではない。
- (5) 駐車場の確保は、実施団体が手配する。
- (6) 事業実施にあたっては、最低 1 ヶ月前に申込をする。
- (7) 拡声装置、音響機器は使用できない。

- (8) 使用できる団体は、行政機関、市民活動団体、営利企業を問わず先着順で決定する。
- (9) この要項に定めた以外のルールについては、実施団体と協議の上決定する。

(事業の中止)

前項に定めたルールの違反が認められた場合、あるいは浜松市市民協働センター条例第6条の各項、及び第8条の各項の規定に定められた行為が認められた場合は、直ちに事業の中止をする。

附則

この要綱は、平成26年11月16日から施行する。

平成 年 月 日

only one ! one day ! PR 事業申込書

浜松市市民協働センター長あて

団体名

代表者名

所在地 〒

浜松市 区

下記の通り申し込みます。

記

実施年月日	平成 年 月 日 () ~ 日 ()
実施する内容	
担当連絡者名	
担当者電話番号	
担当者メールアドレス	
借用したい備品	机 脚、イス 脚、DVD デッキ、モニター 展示パネル
持ち込み備品	